

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、長岡京市に居住する障がい者の自立と社会参加及び地域生活の促進を図るため、日常生活に必要な訓練及び指導等に要する経費に対し、予算の範囲内において障がい者地域生活訓練事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となるものは、次条に規定する補助対象事業を実施する団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障がい者等」という。）に対して必要な訓練、指導及び研修等であり、おおむね次に掲げる事業とする。

- (1) 地域生活を始めるための入所訓練事業
- (2) 歩行訓練及び外出訓練
- (3) 福祉機器の活用方法
- (4) 社会資源の活用方法
- (5) コミュニケーションに関すること
- (6) 家庭生活に関すること
- (7) 社会生活及び職業生活に関すること
- (8) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 第1条に規定する経費の範囲は、指導員、支援員等の人件費、旅費、役務費、材料費その他障がい者等に対して必要な訓練、指導及び研修等を実施するために要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、補助対象事業の実施にあたって実際に支出した経費から寄付金その他補助対象事業にかかる収入を控除した額以内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の関係書類を添えて、4月30日又は事業に着手する1か月前のいずれか遅い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）

- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 個人別訓練計画書（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業の実施について市長と事前協議を行ったものについては、事業着手後又は事業完了後に交付申請を行うことができるものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る補助金交付の適否を審査し、適当と認めたときは、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項及び第8条第2項の交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業完了後市長の指定する期日までに事業終了報告書を提出すること。
- (4) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (5) 補助金の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (6) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、規則及び長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

（変更交付等）

第8条 前条の規定による交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が、第6条の規定による申請内容を変更する場合は、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金変更交付申請書（別記様式第6号）に同条第1項の関係書類に準じた書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による変更交付申請書を受理したときは、申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）を補助事業者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付を申請したものは、第7条第1項及び第8条第2項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付き

れた条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(事業終了報告)

第10条 補助事業者は、当該事業完了後1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金事業終了報告書(別記様式第8号)に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 個人別訓練評価書(別記様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金確定通知書(別記様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金請求書(別記様式第10号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第13条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めるものに対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金概算交付請求書(別記様式第11号)に第7条の交付決定通知書又は第8条の変更交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(是正措置)

第14条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

- 2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の決定等の取消し)

第15条 補助事業者が次の各号の一に該当する場合、市長は、補助金の交付決定、確定又は交付を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 当該補助金等を目的以外に使用したとき、不当に使用したと認められたとき又は使用しなかったとき。
- (2) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (4) 事業の実施方法が補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等をした場合、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- 2 市長は、第12条又は第13条の規定により補助金を交付した場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額を返還させることができる。

(補助金の精算交付)

第17条 市長は、第12条又は第13条の規定により補助金を交付した場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を下回るときは、当該補助事業者に対して、その差額を精算して交付することができる。

- 2 前項に規定する追加交付を受ける場合は、補助事業者は長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金精算交付請求書(別記様式第12号)に第7条の交付決定通知書又は第8条の変更交付決定通知書の写し及び第11条の確定通知書を添付して市長に提出しなければならない。

(延滞金)

第18条 市長は、前条第1項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行し、平成14年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則抄

(施行期日)

第1条 この要綱は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の施行の日(平成

25年4月1日) から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団体名
代表者名

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付申請書

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 個人別訓練計画書

別記様式第2号（第6条、第10条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第6条、第10条関係）

収 支 予 算 書
(収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第4号（第6条、第10条関係）

個人別訓練計画

氏名

訓練等の種目	予定期間	実施予定の内容
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	

個人別訓練評価書

訓練等の種目	実施期間	実施内容
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	

(注) 実施内容は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

第 号
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金について、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業完了後市長の指定する期日までに事業終了報告書を提出してください。
- (4) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあります。
- (5) 補助金の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (6) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておいてください。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
施設名
代表者名

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金変更交付申請書

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金については、年 月 日付けをもって交付決定されたところですが、下記のとおり事業等の変更をしたいので、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

変更を必要とする理由

追加（減額）交付を受けようとする補助金の額 金 円

（関係書類）

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金について、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定済補助金額	金	円
追加（減額）補助金額	金	円
変更決定後補助金額	金	円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業完了後市長の指定する期日までに事業終了報告書を提出してください。
- (4) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあります。
- (5) 補助金の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (6) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておいてください。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

別記様式第8号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
施設名
代表者名

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金事業終了報告書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 個人別訓練評価書

別記様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定をした長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金について、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第10号（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
施設名
代表者名

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金請求書

年 月 日付で補助金確定の通知があった標記の補助金について、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

別記様式第11号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
施設名
代表者名

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付請求予定

支払区分	支払希望日	金額	備考
第 期	月 日	円	
第 期	月 日	円	
合 計			

3 概算交付が必要な理由

4 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更交付決定通知書の写し

別記様式第12号（第17条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
施設名
代表者名

長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金精算交付請求書

年 月 日付で交付額確定の通知があった標記の補助金について、長岡京市障がい者地域生活訓練事業補助金交付要綱第17条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 精算交付の内訳
- | | | |
|-------------|---|---|
| 交付決定額 (a) | 金 | 円 |
| 概算交付済額 (b) | 金 | 円 |
| 精算交付額 (a-b) | 金 | 円 |
- 3 添付書類
- (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) 変更交付決定通知書の写し
 - (3) 確定通知書の写し